

平成 22 年度第 1 回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成 22 年 11 月 19 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時
場 所	秦野市役所本庁舎 4 階 議会第 1 会議室
出席委員 (◎会長) (○副会長) (敬称略)	諸星 光、小菅基司、木村眞澄、◎杉本洋文、○関口俊郎 和田 稔、古谷茂男、岸 司朗、高橋捷治、酒向貴子 加藤邦裕（浅羽吉里の代理）、高橋滋樹、諸星富夫、西山利春、 14 名
事務局等 出席者	都市部長 和田良治 都市部参事(兼)都市計画課長 木村 均 都市部都市づくり課長 石井 健二 都市部都市計画課課長補佐（都市計画担当） 町田 弘 都市部都市計画課主査 杉田佳一 都市部都市計画課主査 齊藤広和 都市部都市計画課主任技師 草野尚巳
議 事	諮問事項 議案第 1 号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について 報告事項 報告第 1 号 秦野市都市計画道路見直しの基本的考え方について 報告第 2 号 秦野市都市マスタープランの改定について 報告第 3 号 景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」の変更について

会議内容

【開会】

【会長あいさつ】

【市長あいさつ】

【諮問】

【議事】

諮問事項

議案第1号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項

報告第1号 秦野市都市計画道路見直しの基本的考え方について

報告第2号 秦野市都市マスタープランの改定について

報告第3号 景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」の変更について

【議事要旨】

課長補佐
(都市計画担当)

それでは、次第に基づき議事に移りたいと思いますが、その前に、市長から会長に諮問をさせていただきます。皆様には、諮問書の写しを配布いたします。

市長

諮問書朗読

課長補佐
(都市計画担当)

ここで、市長は次の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、退席をさせていただきます。

—市長退席—

課長補佐
(都市計画担当)

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。
事前にお届けしております資料が、秦野都市計画生産緑地地区の変更について、秦野市都市マスタープランの改定について及び景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」の変更についての3件です。そして本日机上に配布してございます「次第」、「委員名簿」になります。なお、議案第1号の「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」と報告第1号「秦野

市都市計画道路見直しの基本的考え方について」につきましては、件名に誤りがあったため、修正した資料を机上配布させていただきました。大変申し訳ありませんが、差し替えをお願いいたします。差し替え分を含め足りないもの等ございませんでしょうか。

課長補佐
(都市計画担当)

それでは、議事に移りたいと思いますので、ここからの進行は、杉本会長をお願いいたします。杉本会長よろしく願いいたします。

会 長

それでは議事に入ります。

次に、本日の傍聴についてですが、傍聴人はおりますか。

課長補佐
(都市計画担当)

傍聴人はおりません。

会 長

それでは、議事に移ります。まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。名簿順ということでしたので、小菅委員と岸委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。

本日の議題（１）議案第１号「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

都市計画課長

それでは、議案第１号「秦野都市計画 生産緑地地区の変更について」ご説明いたします。

平成２２年度の「秦野都市計画生産緑地地区の変更」は、区域の拡大が２箇所、廃止が５箇所、縮小が２箇所の合計９箇所となります。

今年度の変更理由は、３つに集約されます。

まず、既に決定されている生産緑地地区に隣接した農地を追加指定し、区域の拡大をするもの。

第２の理由は、主たる農業従事者の死亡、又は身体の故障

により区域の廃止又は縮小するもの。

第3の理由は、市道整備に伴い、区域の縮小をするものとなっています。

今回の変更により、面積は約105.1ヘクタール、箇所数は703箇所となり、平成21年度と比較しますと、面積は0.5ヘクタール、箇所数は5箇所の減少となります。

それでは、今回の9件についてご説明をいたします。
まず、箇所番号73についてご説明いたします。

場所は堀川で、渋沢駅の北西約1.5km付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成22年6月9日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず買取り希望者がいないため、3ヵ月後の9月9日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の一部（黄色い部分）650.36㎡が廃止となり、面積が1,183㎡から532㎡に縮小となるものであります。

次に箇所番号149、場所は渋沢上二丁目、渋沢駅の南約0.8km付近になります。

この箇所は、生産緑地地区の北側の一部が市道827号線に編入されることにより、生産緑地地区3,759㎡の一部（黄色い部分）65㎡が市道用地となり、また、敷地の確定測量により26㎡の錯誤が生じたため、面積を3,666㎡に縮小するものであります。

次に箇所番号188、場所は戸川で、渋沢駅の北東約2.3km付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成22年1月6日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がいないため、3ヵ月後の4月6日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域（黄色い部分）626㎡が廃止となるものであります。

次に 箇所番号306、場所は東田原で、秦野駅の北西約2.3km付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成22年1月6日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がいないため、3ヵ月後の4月6日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域（黄色い部分）899㎡が廃止となるものであります。

次に箇所番号313、場所は東田原で、秦野駅の北西約2km付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成22年6月7日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がいないため、3ヵ月後の9月7日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域（黄色い部分）1,215㎡が廃止となるものであります。

次に箇所番号318、場所は東田原で、秦野駅の北西約1.8km付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成22年7月9日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がいないため、3ヵ月後の10月9日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域（黄色い部分）1,090㎡が廃止となるものであります。

次に、箇所番号398、場所は今泉で、秦野駅の南西約0.5km付近になります。

この農地は、平成22年6月11日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。既に指定されている（赤色の部分）2,271㎡の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地地区 追加指定方針」に定める、農産物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、（赤い斜線部分）300.9㎡を拡大し、生産緑地地区の面積を2,571.9㎡とするものであります。

次に、箇所番号403、場所は今泉で、秦野駅の南西約1.2km付近になります。

この農地は、平成22年6月17日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

既に指定されている（赤色の部分）2,568㎡の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地地区追加指定方針」に定める、農産物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、（赤い斜線部分）483.5㎡を拡大し、生産緑地地区の面積を3,051.5㎡とするものであります。

続きまして、箇所番号536、場所は北矢名で、東海大学前駅の北西約0.7km付近になります。

この箇所は、主たる従事者の身体の故障により、平成21年9月3日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず買取り希望者がいないため、3ヵ月後の12月3日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域（黄色い部分）1,044㎡が廃止となるものであります。

この申出は、身体障害者手帳の取得や介護認定によるものではなく、医師の診断書による申出という初めてのケースでありました。福祉部、農業委員会事務局など庁内関係各課による秦野市従事故障認定事務審査会を開催し、病状の回復の可能性や本人との面談結果による耕作の持続性を検討し、身体故障にあたるとの判断をしたものであります。

以上が、個別の変更の説明となります。

最後に、手続きの今までの経過と今後の予定について、ご説明いたします。

県との原案協議を9月上旬から10月上旬にかけて行い、原案について、特に意見がないとの回答を10月4日付けで得られ、変更案の縦覧を10月18日から11月1日までの2週間行ったところ、縦覧者は2名おりましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日の都市計画審議会で、ご審議頂き県との法定協議を行い、年内には県同意を得て、都市計画変更の告示を行なっていく予定です。

以上ご審議、よろしく願いいたします。

会 長 何かご質問はございませんか。

会 長 では、私のほうからよろしいでしょうか。
資料には写真が入っておりますが、変更前のものでしょうか。

都市計画課長 写真は変更後の最新のものが入っております。

会 長 箇所番号306や313はまだ、農地としてやっているようですが、どうですか。

都市計画課長 そうですね、まだ次の利用がされていない状況です。

和 田 委 員 買取り申請があつて、それから買取らない通知を出すまでの内容の検討とありますが、財政的なこともあります、買取る、買取らないの検討内容はどのようなものなのか。

課 長 補 佐 (都市計画担当) 生産緑地につきましては、買取り申出があつた場合には手続きが二つありまして、一つは公共施設として活用するために買取りをするのが一点、二つ目は他の農業従事者に斡旋するものです。一点目の公共施設として活用することについては都市計画課で関係各課や平塚土木事務所に照会をしており、その結果、予定がないということであれば、斡旋の手続きに入ります。農業従事者に対する斡旋は、秦野市農業協同組合等に依頼して、希望者がなく、申出から3カ月が経過すると解除ということになります。

会 長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

会 長 私のほうからよろしいでしょうか。313の場所ですけれども、その場所に都市計画道路がありますが、この場合には買取りはしないのでしょうか。

都市計画課長 ただいまの、313でございますが、計画決定はされてい

るが、事業決定はされていないということで、買取りはしません。

会 長 では、その土地に住宅が建った場合には立ち退きをしてもらう形になるのでしょうか。

都市計画課長 事業決定した場合にはそのような段取りを踏むことになります。

会 長 他に何か御意見、御質問があればお受けしたいと思います
が、いかがでしょうか。

(意見なしの声あがる)

会 長 それでは、原案のとおり答申したいと思います
が、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 それでは原案のとおり答申することに決定いたしました。
答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じ
ますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あがる)

会 長 ここでの答申書の作成を省略させていただき、後日、皆
様に郵送させていただきたいと存じますが、これでよろ
しいでしょうか。

(異議なしの声あがる)

会 長 御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

会 長 次に(2)の報告事項第1号の「秦野市都市計画道路見直

都市計画課長

し基本的考え方について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

それでは、報告第1号「秦野市都市計画道路見直しの考え方」についてご説明いたします。

秦野市都市計画道路見直しの考え方は、本年9月21日に策定したもので、見直しのなかで、今後、都市計画道路の廃止、変更、追加について審議会に御諮りしていくこととなりますので、見直しの考え方の概要についてご説明するものです。

説明内容は、見直しの考え方をとりまとめた背景と必要性について、次に都市計画道路の現状について、最後に見直しに当たっての実務的な進め方についてご説明いたします。

まず、都市計画道路の見直しの背景と経過についてご説明いたします。

本市の都市計画道路は、高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大などを前提に計画決定されています。因みに昭和40年代に決定した道路が多く、大根・鶴巻地区については、昭和58年に道路網として一体的に都市計画決定しています。

このような状況を踏まえ、都市構造の骨格をなす広域的な都市計画道路網については、より一層の選択と集中により重点化を図りながら、既存ストックを有効に活用しつつ、効率的かつ効果的に整備を進めることが必要となってきています。

このような背景のなか、神奈川県では、平成18年に神奈川県都市計画道路の見直しガイドラインを公表し、県下市町への見直し作業の着手要請がされました。それを受け、平成

18年12月から秦野市都市計画道路見直しの基本的考え方の素案のとりまとめに着手し、庁内関係各課、神奈川県、学識経験者から成る検討会及び作業部会を設置、平成22年3月までに検討会及び作業部会をそれぞれ8回開催し、「秦野市都市計画道路見直しの基本的考え方」を策定したものであります。

「都市計画道路見直しの考え方」の策定まで、長い時間をかけ、策定しておりますが、これは、事業サイドの意見をどのように見直しフローに反映させられるか複数の路線ごとにシミュレーションし、見直しが検討されるべき路線として、抽出できるか、確認しながら策定作業を進めてきたためであります。

計画決定がされて以降、今まで都市計画道路網全体について見直しを実施したことは、一度もありません。

この間、高齢化社会の進行や人口減少、財政状況など、都市計画道路を取り巻く状況は、様々な面で変化してきています。

ここで、本市の都市計画道路の現状につきまして、ご説明いたします。スクリーンは、都市計画道路網図を映しております。

現在、都市計画道路は、38路線、延長96.3キロメートルが都市計画決定されています。

そのうち、改良済みが約33.5キロメートル、全体の34.8パーセント、スクリーンでは、黒色の路線となります。

概成・未着手であるが、都市計画道路の計画幅員の概ね三分の二以上が完成している道路のことですが、オレンジ色の路線で約25.1キロメートルで全体の26パーセント、未着手が約36.2キロメートルで全体の37.6パーセント、事業中は、約1.5キロメートルの約1.6パーセントという整備の状況です。

次に都市計画決定の年数別の整備状況についてご説明いたします。

未着手の総延長約36.2キロメートルのうち、当初の都市計画決定から10年未満のものは、23.1キロメートルです。

10年から20年未満のものは、約1.4キロメートル、20年から30年未満のものは、約2.6キロメートル、30年以上のものは、約9.1キロメートルという状況です。

次に見直しの進め方についてご説明いたします。

お手許の配付資料10ページをご覧ください。スクリーンの方は、フローチャートがステップ毎に分割した画面となっています。

ここでお示しします都市計画道路見直しのフローでは、ステップ1からステップ4までの段階的検証を経て、見直し路線・区間を選定するようにします。

見直し検討対象路線の選定に当たっては、現行の都市計画道路と構想路線を対象とします。フローチャートの最上段に示しております。

ステップ1では、街路区分からの選定、整備状況からの選定、その他の追加路線等について検討を加えます。

都市計画道路38路線と構想路線6路線の合計44路線から自動車専用道路である(1・2・1)第二東名自動車道及び(1・4・1)厚木秦野道路を除き42路線を検討対象路線とします。続いてステップ2の必要性の検証ですが、かながわ交通計画に位置付けのある路線については、幹線道路ネットワークの観点から必要性が高い路線とします。

かながわ交通計画の位置付けのない路線については、都市計画道路としての必要性の検証を行います。

必要性の検証項目は、県のガイドラインに準じて設定し、はだの交通計画の基本目標の方向性もふまえ、検証を行います。検証項目は、自動車交通機能、歩行者・自転車の交通機能、土地利用との整合、市街地形成機能、防災機能、環境機能、他事業との整合と代替機能を検証し総合的に判断します。

かながわ交通計画における本市内に位置付けのある路線は、(3・4・1)国道246号線、(3・3・1)平塚秦野線の一部、(3・4・2)西大竹堀川線、(3・4・5)秦野二宮線、(3・4・14)渋沢小原線、構想路線の曾屋西大竹線の6路線となっています。

次にステップ3見直し候補路線の抽出になります。

ここでは、他事業との連携を観点に関連があれば留保付き存続に分類し、関連性がない場合、事業実施の課題を確認し、追加候補、変更候補、廃止候補に分類します。

他事業の具体的事業は、新東名、厚木秦野道路・渋沢インターチェンジ、渋沢駅周辺土地区画整理事業、秦野駅南部土地区画整理事業、加茂川地区特定保留が該当します。

他事業との関連性がない路線については、河川、鉄道、墓地、学校、歴史的・文化的資産などのコントロールポイントとの重複状況の確認や制約内容を判断していくこととなります。

また、隣接市町にまたがる都市計画道路については、不存在、幅員不整合、線形不整合、不連続、重複といった不整合について課題の確認をします。

次にステップ4自動車交通量の検証ですが、ステップ3で変更、廃止、追加となった路線を見直し候補路線とし、将来交通需要推計を行います。

交通需要推計は、平成20年の東京都市圏パーソントリップ調査結果を用いて検証を行う予定です。

この検証で混雑度に支障があるか、明らかに他の路線や区間へ影響があるかなどを明らかにしていきます。

次に交通量による検証後、道路構造令に原則適合するかどうかの確認や、歩行者空間や自転車走行空間についてもその規模を検討していきます。以上のような観点から支障がない路線について、最終的に見直し路線として取り扱います。

このような検証を踏まえて、都市計画の変更手続きに入ることとなります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。自動車交通量の検証に用いる平成20年東京都市圏パーソントリップ調査データが、今年度末に全データ・将来予測値の公開があると聞いていますので、平成23年度に自動車交通量の検証と道路構造令に関する適合の検証、個別見直し路線ごとに歩行者・自転車交通量の実態調査、及び空間規模の検討を進め、都市計画審議会にお諮りしていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

会 長	何か御意見、御質問お願いします。
会 長	来年調査をして24年に見直しをするのですか。
都市計画課長	はっきりは言えませんが、早いものは24年になるかと思 います。都市計画の手続きとして都市計画審議会に諮る前に 市民にお知らせをする必要もありますので、そのため時間 取っていきたいと思います。
会 長	今総合計画と都市マスタープランを策定しておりますが、 それらとの関係はいかがですか。これが決まらないと都市マ スタープランができないのから、待つのでしょうか。
都市計画課長	総合計画の基本構想がこの12月の議会に出まして、その 後に基本計画を行うわけですが、総合計画の基本計 画と都市マスタープランでも都市計画道路の見直しをする という文言がありますので行っていきたいと思います。
会 長	都市マスタープランはいつ頃改定されますか。
都市計画課長	総合計画が今年度中にまとまると思います。総合計画の下 に位置する都市マスタープランは若干遅れますので、来年度 の前半に改定できるかと思ひます。
会 長	質問の趣旨は都市マスタープランに都市計画道路の見直し が反映されてできるのかと思ひて質問しました。
都市計画課長	都市マスタープランが先にできてから都市計画道路見直 しを行います。
会 長	都市計画道路の見直しの答えが出る前に都市マスター プランができるということでしょうか。

課長補佐
(都市計画担当)

都市計画道路の見直しにつきましては、都市計画変更の具体的な条件を県の都市計画課と調整しました。その結果、道路構造令との整合性を問題にするということを伺っていますので、個別の路線ごとに、県や県警との協議を行って調整を試みないと結論が出ないのが現状であります。一つ一つの路線について、検討した結果を待って都市マスタープランをつくるとなると、いつになったら都市マスタープランが改定できるのかということになりますので、都市計画道路見直しについては都市マスタープランの中で触れてはいきますが、最終的な結論は都市マスタープランには記述できないことを御理解いただきたいと思います。

会長

他に御質問はありませんか。なければ、報告第2号の「秦野市都市マスタープランの改定について」を議題とします。
事務局説明をお願いします。

都市計画課長

次に、報告第2号「秦野市都市マスタープランの改定」についてご説明いたします。

都市マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正の際、市町村に策定が義務づけられたもので、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める計画で、都市計画の先導的な計画となります。

秦野市では、平成12年に策定した現都市マスタープランの目標年次である平成22年を迎えたことから、都市マスタープランの改定に向け改定組織を立ち上げ改定作業に入りましたので報告致します。

次に、都市マスタープランの概要についてご説明します。都市マスタープランに定められる内容と特徴は、次のとおりです。

まず、秦野市の都市づくりの目標等を定めます。概ね10年後の「目指すべきまちの姿」を描き、都市計画の基本的な方針を示し、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針としていきます。

次に地域の特性を活かした計画づくりです。

都市マスタープランは、市町村自らが策定するもので、地域の特性を活かし固有の問題点に対応した計画づくりが求められます。地方分権型社会に移行されつつある中で、都市計画制度の運用は、市町村自らの判断と責任を持って進める必要があります、そのための重要な計画となります。

次に住民参加の計画策定です。

策定にあたり地域住民の意見、意向を取り込むことが重要であり、住民参加による計画策定が都市計画法に定められています。

次に他の計画との整合性です。

議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想である総合計画の基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して策定することが都市計画法に定められています。また、まちづくりに関する諸計画との連携を図り策定していきます。

次に都市マスタープランの構成です。

構成は、秦野市の将来都市像、分野別都市づくりの方針、地区別まちづくりの方針で構成します。

計画の体系は図に示したとおりとなります。

次に改定の組織ですが、秦野市都市マスタープラン改定にあたり、18名の外部委員で構成する秦野市都市マスタープラン改定検討委員会及び庁内関係15部課で構成する秦野市都市マスタープラン庁内委員会を設置して検討を行います。改定検討委員会・庁内委員会の構成は次のとおりとなっております。

次に都市マスタープラン改定手順についてご説明いたします。都市マスタープランの改定に当たり、地域住民の意見を反映することが必要とされることから、上位計画である新総合計画の策定するに当たり設置されました「ボイス・オブはだの市民会議」が作成した「都市づくり」等の提言書や、地区まちづくり委員会が主体となり作成した「地域まちづくり計画（8地区）」を把握、反映して、改定を行なうことになり

ます。また、庁内各課への照会やヒアリングの実施により秦野市の施策の状況等を把握するとともに、現在、策定過程にある新総合計画との整合を十分に図って策定するものといたします。具体的な検討の進め方ですが、庁内委員会及び改定検討委員会で、素案の叩き台を検討し、取りまとめた素案を公表し、パブリック・コメント（秦野市行政計画に係るパブリック・コメント手続実施要綱による。）や説明会を実施し、いただいたご意見を反映等させて再度、庁内委員会及び改定検討委員会で検討し、改定案にしていきたいと考えております。

このようにして取りまとめた改定案につきましては、都市計画審議会に諮問させていただいた後に都市マスタープランの改定を決定していきたいと考えております。

現在、諮問前の適切な時期に都市計画審議会に案の説明させていただき、ご意見を伺う機会を設ける予定にしていますので、ご協力をお願いいたします。

以上で秦野市都市マスタープランの改定について報告を終わります。

会 長

何かご質問はありませんか。

高橋(捷)委員

都市マスタープランを改定するにあたって、秦野市は公的病院がありませんね。これから高齢化社会になるにも関わらず、介護や医療の問題について都市マスタープランについて全く触れられていない。他にこの改定検討委員会の名簿を見ても、医療・福祉分野の人間がおらず、マスタープランは、そういった分野の意見の聞く耳を持たないのか、ただ、作っただけのマスタープランなのか。そここのところの考えについて意見をお聞きしたい。

課 長 補 佐
(都市計画担当)

都市マスタープランが都市計画に係る基本的な考え方であることから、都市マスタープランには、土地利用と都市施設という二つの柱があり、その土地利用や都市施設を計画

するにあたって福祉の考え方を取り入れていくということは認識しておりますので、庁内委員会の中では地域福祉課長に入っただいております。

高橋(捷)委員

マスタープランが紙の上に絵を描くようなものなら仕方ありませんが、医療について民間や国におんぶにだっこしており、これは財政的にもいいことでしょうけど、医療といったものを含めて、そういったものを市民の目線でマスタープランを作っただきたいと思います。道路や橋、河川といったことしか触れていないので述べてみました。

都市部長

都市マスタープランにつきましては上位計画として総合計画がございます。総合計画の中では医療や福祉は大変重要なものであり、そういったものは基本的には総合計画にお任せしているということを御理解いただきたいと思います。

西山委員

ボイス・オブはだの市民会議はどういった会議なのか。
それと、マスタープランができてから10年経っているけれどもそれについての成果や評価はしているのか。それを踏まえて今度のマスタープランを作るのかお聞きしたい。

課長補佐
(都市計画担当)

ボイス・オブ秦野市民会議ですが、総合計画を策定するにあたって6分野に分かれて設置されました。都市マスタープランに深くかかわりがある分野として都市(まち)づくり分野で提言されたものを主に反映していくことになると思いますが、そういった総合計画策定過程において出された意見、分野ごとにだされた意見を把握したうえで反映していきたいと考えております。

西山委員

60年も住んでいるけど、このようにしているとは知らなかった。どういう分野に分かれているのか。

課長補佐

総合計画策定の中で設置された都市づくりや環境や福祉と

(都市計画担当)

いった分野です。

西山委員

私は毎日、厚木市に通っておりますが、この10年通して街が大変劣化していると思います。まちのファザード、景観、スプロール化、まちの中心がそうになっている。市役所や市民の間でいろいろな運動がされているけれども、この都市マスタープランを見ても、口当たりのいい言葉だけが羅列していて、みんなが目標に向かって協力していこうという感じがしない。他のまちの都市マスタープランも見てみますけれども「心豊か」だとか「自然と調和した」といった表現が見受けられますけれどもこういったものでは具体的なものは出てこない。御存じのように秦野市の中心の片町通りから曾屋へ続く道、そして四つ角にアーケードが撤去されて見た目に汚くなってしまった、しかも、市がご協力されて街灯を設置したというけれどもそれも陳腐な感じがする。税収が落ちてだんだんお金がなくなっていき、新規の投資ができなくなっている世の中になっているのでしようけれども、やはりコンバージョンとか既存の住宅をいかに再生していくのかといったことをマスタープランの中に入れていく状況ではないかと思えます。総花的な口当たりのいい言葉だけ並べて10年やっても、基本的に私ども市民の印象はまちが非常に汚くなってきている、空き地が増えている、歩道を重視した結果、道路が狭くなってきている。旧ダイクマさんの跡地を公園にしていますが、私はそこをバスとかを控える場所を作れば曾屋の工業団地へ行く交通がスムーズに流れるのではないかと思います。そういう場所が空いているにもかかわらず、都市計画のそういう表面的なものが作られているために、具体的な実効がない。私はそういうものが総合計画にしても都市マスタープランにしても作るにあたって私どももボイス・オブ秦野市民会議に参加できる機会がない。もっと幅広く意見を集めシンポジウムみたいなものを開催したらどうでしょうか。顔ぶれがおなじような会議ばかりであること自体、制度疲労が起きていると思います。都市計画法自体も制度疲労

を起こしていると私は思います。そういうことも秦野市だけではできませんが、抜本的に見直しをしたり、話し合う機会が必要ではないかと思います。都市計画審議会委員になってあまり意見を述べる機会がありませんでしたが、是非そういう機会に参加できたことを光榮に思うので私なりの協力をしたいと思います。

都 市 部 長

ボイス・オブ秦野市民会議ですけれど確かそれは無作為に抽出した人たちを6分野に分けて設置したものであります。

西 山 委 員

それは記録か何かはあるの。

都 市 部 長

今、手元にはありません。

それと10年の都市マスの成果でございますが、10年の中で出来たもの等を、踏まえたうえで、次の10年について検討していきたいと考えております。

会 長

私も総合計画の審議会の委員をやっておりまして、結構発言をしております。きちんと成果表を出させておりまして、10年前に策定したものが、どこまで到達したのか数字で表してチェックしまして、次の総合計画では出来なかったものについて重点を入れようとかいったことの対応ができて総合計画が作られたわけです。都市マスタープランでは総合計画の評価したことが降りてきて、反映するのではないかと思います。マスタープランについても色々な作り方がありまして、先ほどの福祉の視点もそうですが、秦野市の総合計画では地域や市民が参加して提案するということですが、マスタープランも同じように地域の方や市民の方がいて、福祉についても意見が出るのではないかと思います。一番大事なものは政策融合であって、福祉は福祉でやる、観光は観光でやり、教育は教育でやるといった縦割りで今までやってきましたが、これからは環境や福祉を一緒にやっていったほうが回答できるといった意見が出ておりますので、そういったことがマスタープランにも降りてくるような気がします。総合計画につい

ては何も評価をしないわけではなく、最初に評価を出しなさい、そうしないと議論はできないよと私が言いましたので、出してきましたが、その説明について事務局がちょっと弱いようでしたので、私が補足しました。一つ聞きたいのはまちづくり委員会には福祉分野の人はいるのでしょうか。

都市計画課長

まちづくり委員会は市内に8地区ありまして各地区とも福祉の分野を含めた色々な分野の方々に構成されており、意見をまとめる際には福祉の意見も取り上げていると思います。

会 長

福祉分野の方が入っておりませんので、そういった意見を吸い上げるように留意してください。

酒 向 委 員

マスタープランもその上位計画である総合計画も10年ごとに見直しをしていくということは承知しておりますが、それよりも長期的な例えば50年という期間で見るようなことはあるのでしょうか。と言いますのは名古屋で行われましたそこでは10年という期間と50年という期間で議論してきましたが、50年という期間で構想なりまちづくりを考えていくということはあるのでしょうか。

課 長 補 佐
(都市計画担当)

都市マスタープランは都市計画法の中で総合計画の基本構想に即して定めるとありまして、総合計画の基本構想が10年先を目標に作っておりますので、その制約を超えることが難しいため、10年先を目標として作っております。

都市計画課長

そのような超長期的な構想やまちづくりについては都市マスタープランとは別に、企画部門が中心になってつくることではなければ困難ですので、企画部門にも話していきたいと思えます。

高橋(捷)委員

私の庭先に電線と光ファイバーと電話線や支柱線が走っておりますが、50年も前に都市整備したものが老朽化してきてまして、そういったもののデータといったがあるのでしょうか。

か。そのような既存のものに対してもマスタープランは検討するものなのでしょうか。

会 長

午前中の国会中継でも下水道の耐震化のことが取り上げられていましたが、横浜市ではだいぶ劣化しているようですけれども、いかがですか。

都市計画課長

持っているかと聞かれると持ってないと答えざるを得ませんが、水道や下水道などの施設をもっている部等についてもヒアリングを通して状況の把握に努めたいと思います。

確か水道局は調査を始めているとは聞いております。

会 長

これをここで聞いていいのかわかりませんが、秦野市の電線の地中化はどれくらい進んでいるのでしょうか。

西山委員

1. 5%と聞いています。東京電力では電線の地中化に約500m分の予算しかもっていないといわれています。これは100年の計でありますから行政と共同で進めていかないといけないものだと思います。共同溝は不可欠だから都市計画で取り上げないと思います。

会 長

県道や国道はどうなんでしょうか。

都市部長

国道については随所で進めていると聞いております。県道についても都市計画道路及び最近開発される築造道路の幹線に面するところについては指導させてもらっています。市内でも駅前通りや鶴巻といったところでも検討していると考えております。公共施設の再配置、長寿命化及び長期の修繕計画につきましてもこれから重要な問題であるとは思っております。

会 長

他に御質問はありませんか。なければ報告第3号「景観計

都市づくり課長

画「ふるさと秦野生活美観計画」の変更について」です。事務局説明をお願いします。

都市づくり課石井と申します。よろしく申し上げます。

それでは、『景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」の変更について』ご報告させていただきます。

なお、12月の市議会において議案予定しております「秦野市屋外広告物条例」について、この変更に関連しますので概略を簡単に、ご説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

「ふるさと秦野生活美観計画」は、平成16年に制定されました景観法第8条に規定する景観計画に該当する法定計画であります。

景観計画で定める内容は、「良好な景観の形成に関する方針」、「行為の制限に関する事項」、「屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項」等があります。

本市では、平成18年4月1日に「秦野市景観まちづくり条例」とともに県内2番目として施行し、運用しております。

今回変更するのは、第3章「良好な景観形成にかかる行為の制限に関する事項」の届出対象行為の解釈についてと、第5章「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」に対する根拠について、の2項目です。

第3章「良好な景観形成にかかる行為の制限に関する事項」の届出対象行為の解釈についての変更については、施行後の運用の中で、多くの行為事業者は、色彩の変更については、届出対象行為として認識していただき、手続きをしてくれますが、現状と同一の色彩での塗り替え（つまり、塗りなおし）については、従前の「色彩の変更」をしていない塗り替えなので、届出対象行為として認識しておらず、「手続きがいらな

い」と理解しているケースが見られました。このような色彩の変更についての手続き漏れを無くすため「現状と同一の色彩での塗り替え等を含む。」の文章を追加するものです。

次に、第5章「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」の変更についてです。

屋外広告物については、屋外広告物条例に具体的な規制の根拠が必要になりますが、いままで、根拠条例としていた「神奈川県屋外広告物条例」を、明年4月1日に施行を予定する「秦野市屋外広告物条例」に変更するものです。

また、区分・考え方・主な用途地域を表として加えました。

なお、この景観計画の変更につきましては、秦野市まちづくり条例第38条第2項及び秦野市景観まちづくり条例第47条の規定に基づき、秦野市まちづくり審議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているものであります。

次に、明年4月から施行する予定である「秦野市屋外広告物条例」について、イラスト入りの資料で概要をご説明させていただきます。

委員の皆様もご存知のように、「屋外広告物」には、建築物の壁面や屋上を利用したもの、事業敷地内に単独で設置されている「広告塔」や「広告板」、幹線道路沿い等に多く設置されている「野立て看板」などがあります。

本市では、平成17年度から神奈川県からの移譲事務により、屋外広告物の許認可事務を行ってきましたが、根拠法も条例も（昭和24年）古いため、実際の運用の中では、時代のニーズや実情に合わない内容もありました。こうした点を解消すると同時に、本市の地形的特性を反映した自然景観の維持・保全を目的に必要な部分について基準を見直し、景観行政との整合を図るのが、条例制定の趣旨であります。

神奈川県屋外広告物条例から、原則移行としながらも、一部変更を考えており、主な変更点とその概要は、次のとおりです。

まず、市民や事業者からの意見の反映による基準の見直しについてです。

上2つのイラストは、許可を不要とする自己用広告物等についての規定で、左上のように、景観に配慮された外壁面に直接表示され、広告板が無い「箱文字広告」を設置するものや、右上のように、表札など管理上必要な広告物も許可を不要とする自己用広告物に含めるものとなりました。

下2つのイラストは、屋外広告物の継続許可（つまり、一定の期間である3年ごとに再び許可を受けなければならないこと）を緩和する規定で、左下にあるように、色彩等の基準を満たした自己用広告物への許可期間の延長や、右下にあるように、一般の許可基準より厳しい規定を定めて「広告協定」を締結した事業者に対し、継続許可を不要とする規定を設けるものです。

次に、地域の特性を反映した自然環境の維持・保全のための規制強化について、裏面のイラストをご覧ください。

秦野らしい「山並み景観」を保全するため、上のイラストのように、一定高さ以上の屋上の広告物について、色彩の基準を設定します。また、市民の皆さんに親しまれる水無川両側の地域については、一定高さ以上のすべての広告物について、色彩の基準を設定します。

最後に今後のスケジュールについてですが、この後、本市の12月議会に、条例制定の議案を上程します。そして、明年4月1日に新条例の施行を予定しております。

以上で、報告を終了いたします。

会 長

最後にその他になりますが何かございますか。

課 長 補 佐

その他、審議していただく案件はございません。

(都市計画担当)

次回の日程につきましては、現段階では予定しているものはありませんが、開催の必要が生じた場合には、日程が決まり次第、開催の1か月前くらいまでには、書面をもちまして御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【閉会】

会 長

これをもちまして、本日の審議会を終了します。ありがとうございました。

以上